

青森県議会第319回定例会、議員発議の検証

県民生活・地方自治・政治倫理に直結する4つの発議案を議論なく否決——説明責任と県民への理解が置き去りにされた議会採決。真摯な議論で説明責任を果たせ。

第319回定例会で提出された発議第3号から第6号は、いずれも否決された。第3号は訪問介護の報酬引き下げ撤回を求めるもの、第4号はPFAS対策の国主導を迫るもの、第5号は改正地方自治法の運用見直しを訴えるもの、第6号は自民党派閥の裏金問題にかかわる政治資金規正法改正を求めるものだった。いずれも県民生活や地方自治、政治倫理に直結する重大な内容であったにもかかわらず、採決では反対多数で否決され、その理由について会派からの説明は一切示されなかった。

問題は結果そのものよりも、その過程にある。議会は言論の府である以上、賛否を決するにあたっては根拠や理由を示し、県民に理解を求める努力が不可欠である。にもかかわらず、質疑も討論もなく、提案の趣旨に対して建設的な反論も代替案も示されなかった。これでは県民は「なぜ否決されたのか」を知ることができず、議会の透明性や説明責任は果たされない。

さらに看過できないのは、否決された各発議案がいずれも現実の社会課題に深く根ざしている点である。介護現場の崩壊リスク、PFASによる環境汚染、地方自治の後退、政治不信の増大——いずれも既に警鐘が鳴らされ、国レベルでも議論が続いているテーマである。それに對し県議会が「議論なき否決」で応じたことは、県民の不安や不信を一層強めるものである。

県民が求めているのは、見解の相違を議論でぶつけ合い、譲れる部分は譲り、譲れない部分は理由を明確に示すという姿勢だ。数の力だけで押し切り、理由を語らない現状では、議会の存在意義そのものが問われる。今こそ県議会は、賛否いずれに立つにせよ、真摯な議論を尽くし説明責任を果たすこと、県民の負託に応えるべきである。

訪問介護費の基本報酬引き下げを撤回し、介護報酬全体の大幅な底上げを図る再改定を早急に行うことを求める意見書（案）を11対35で否決。（第319回定例会発議第3号）

発議第3号（24年10月3日）訪問介護費の基本報酬引き下げを撤回し、介護報酬全体の大幅な底上げを図る再改定を早急に行うことを求める意見書（案）

提案者：田名部定男、今博、鶴賀谷貴、高畠紀子、夏堀嘉一郎、小笠原大佑、安藤晴美、吉俣洋、田端深雪、鹿内博

採決結果：賛成11、反対35 「否決」（後藤清安議員も賛成）

3年に1度の介護報酬の改定で、訪問介護の基本報酬が4月から引き下げられたことに、怒りと不安の声が広がっています。身体介護、生活援助などの訪問介護は、とりわけ独居の方をはじめ要介護者の在宅での生活を支えるうえで欠かせないサービスです。このままでは在宅介護が続けられず「介護崩壊」を招きかねません。介護報酬は介護保険から介護事業所に支払われますが、今回の引き下げで訪問介護事業所、とりわけ小規模・零細事業所が経営難に陥り、在宅介護の基盤が壊滅的になる恐れがあります。厚生労働省は引き下げの理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことをあげていますが、これはヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型や都市部の大手事業所が利益率の「平均値」を引き上げているものであり、地方における訪問介護の実態からはかけ離れています。そもそも介護職が正当に評価されず、介護職員の平均月収は全産業平均より7万円低くなっています。今回の介護報酬改定では、介護従事者の待遇改善のため、0.98%引き上げるとしています。しかし、財源の根拠が不明確で、ベースアップが確実に実行される根拠はありません。このままでは介護人材の確保はますます困難になるだけです。既に加算を受けている事業所でも基本報酬引き下げで減収となり、その他の加算も算定要件が厳しいものが多く、基本報酬引き下げ分をカバーできない事業所が増えることが予想されます。以上のことから、下記事項が実現されますよう強く要請いたします。

記

- 訪問介護の基本報酬の引き下げを撤回し、介護報酬全体の大幅な底上げを図る再改定を至急行うこと。その際はサービスの利用に支障が生じないよう、利用料負担の軽減などの対策を講じること
- 全額国庫負担により、すべての介護従事者の賃金を全産業平均まで早急に引き上げること。介護従事者を大幅に増やし、一人夜勤の解消、人事配置基準の引き上げを行うこと
- 介護士が働きやすい環境づくりを行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

◎提案理由説明 安藤晴美議員（共産党）が提案理由の説明に立ちました。

日本共産党の安藤晴美です。発議第三号に対する提案理由説明を行います。

3年に一度の介護報酬の改定で訪問介護の基本報酬が本年4月から引き下げられ、怒りと不安が広がっています。介護報酬は、介護保険から介護事業所に支払われますが、今回の引き下げで訪問介護事業所、とりわけ小規模・零細事業所が経営難に陥り、在宅介護の基盤が壊滅的になるおそれがあります。そこで、1. 訪問介護の基本報酬の引き下げを撤回し、介護報酬全体の大幅な底上げを図る再改定を至急行うこと、その際は、サービスの利用に支障が生じないよう、利用料負担の軽減などの対策を講じること。2. 全額国庫負担により、全ての介護従事者の賃金を全産業平均まで早急に引き上げること、介護従事者を大幅に増やし、一人夜勤の解消、人事配置基準の引き上げを行うこと。3. 介護士が働きやすい環境づくりを行うこと。これらを国に求めることが必要と考えます。以上をもちまして、意見書案の提案理由説明といたします。

◎発議案採決

議長（丸井裕） お諮りいたします。発議第3号は、委員会付託は省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸井裕） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

次に、発議第3号に対する質疑及び討論であります。通告がありませんでしたので、質疑及び討論なしと認めます。これより発議第3号を採決いたします。発議第3号の原案に賛成の方は御起立を願います。

議長（丸井裕） 起立少数あります。よって、原案は否決されました。

検証

青森県議会がこんな体たらでいいのでしょうか。介護保険制度は県民の老後を支える最後の砦です。それをあつさり否決する——しかも議論も対案もなく決めてしまう——その結果、県民が路頭に迷う危険にさらされる状況で、本当にこれで良いのでしょうか。

反対した議員は、制度が現状のままで問題ないと考えたのか、報酬が下がったままで良いと判断したのか。それとも「展望があるから国に意見書をあげなくても大丈夫」と思ったのか。そうであるなら、その展望を県民に示すべきです。

2024年6月26日付の東奥日報は「訪問介護107町村でゼロ」と報じました。訪問介護事業所が1つしかない自治体も増え、青森県内では6町村に及びます。24年度改定で特養は報酬引き上げ、訪問介護は引き下げ。東京商エリサーチによれば訪問介護事業者の倒産は過去最多86件に達し、厚労省調査でも約6割の事業所が収入減と回答しています。

訪問介護は欠かせない重要なサービスだと専門家も指摘しています。にもかかわらず国は報酬を下げ続け、ヘルパー給与は全産業平均より大幅に低いまま。危機感を訴える情報は、発議

を否決した時点で既に公表されていました。

さらに、2025年8月31日の東奥日報が伝えた首長アンケートでは、介護保険サービスの持続に「危機感あり」と答えた割合は97%。宮下知事と40市町村長全員も同様でした。青森県議会だけが脳天気でいいのでしょうか。

県民と事業者が求めているのは、見解の相違を議論でぶつけ合い、理由を示し合いながら解決を探ることです。理由も示さず数の力で押し切る現状には、もううんざりです。青森県議会が活発な議論の場となることを心から期待します。

国主導による有機フッ素化合物(PFAS)対策の早期実施を求める意見書（案）を11対35で否決（第319回定例会発議第4号）

発議第4号（24年10月3日）国主導による有機フッ素化合物(PFAS)対策の早期実施を求める意見書（案）

提案者：田名部定男、今博、鶴賀谷貴、高畠紀子、夏堀嘉一郎、小笠原大佑、安藤晴美、吉俣洋、田端深雪、鹿内博

採決結果：賛成11、反対35 「否決」（後藤清安議員も賛成）

現在、全国各地でPFASによる地下水や土壌などの汚染が確認されています。特に暫定指針値を超えるなど、局地的に高濃度の値が検出された地域では、関係自治体や住民の間からその影響を不安視する声が広がっています。

これに対し、国は当該地域における健康調査や土壌調査を自ら実施しないなど、PFAS問題を主導的に解決しようとする姿勢が見えない。また、一部のミネラルウォーターから高濃度のPFASが検出されているが、どの省庁も主体的かつ、網羅的な調査を行っていない状況にある。

PFAS問題は、汚染原因者の特定が困難であり、限られた予算及び技術的問題等から関係自治体が単独で対応することは極めて困難である。環境汚染に関しては水俣病に代表されるように、問題が顕在化した時点で十分かつ適切な対応を行っていれば被害の拡大防止に資することは歴史が証明しているところである。

よって、本議会は、国に対し、地域住民の安全と安心を確保するため、以下の事項を早期に実施するよう強く求める。

1 関係省庁が一体となって対策を講ずる体制を設け、国が率先して健康調査や土壌調査を実施すること

2 日本全国の地下水や土壌など環境全般におけるPFASの影響を把握し、汚染原因の究明と必要な改善策を実施すること

3 ミネラルウォーターに関する網羅的な調査を行い、必要な対策を行うとともに製品ごとの調査結果の公表を行うこと

4 農畜産物及び食品中におけるPFASの含有実態を調査し、必要な安全対策を講じること

5 高濃度のPFASが検出された自治体に対する環境影響に関する調査及び風評被害を含む各種対策費用に関する財政措置を行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

◎発議案採決

議長（丸井裕） お諮りいたします。発議第4号は、提案理由説明及び委員会付託はいずれも省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸井裕） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

次に、発議第4号に対する質疑及び討論であります。通告がありませんでしたので、質疑及び討論なしと認めます。これより発議第4号を採決いたします。発議第4号の原案に賛成の方は御起立を願います。

議長（丸井裕） 起立少数あります。よって、原案は否決されました。

検証

2023年4月10日、NHK「クローズアップ現代」で「追跡“PFAS汚染”」が放映されました。PFASとは人工的に作られた有機フッ素化合物の総称で、種類は4,700以上あるといわれています。一部は分解されにくく体内に蓄積されるため、有害性が指摘されてきました。特にPFOS、PFOA、PFHxSの3種類は国際条約で製造・使用が禁止されています。

環境省の調査では、西日本から東日本にかけての各地の河川や地下水から基準値を超える地点が次々と見つかっており、その数は139にのぼります。大阪のある畠の井戸からは基準値の420倍という高濃度が検出され、野菜からも高い濃度が確認されました。

PFASによる健康被害は2000年にアメリカで表面化し、3,500人が裁判で被害を認められています。2022年には米国の学術機関が「血中PFAS濃度が高いほど健康リスクが上がる」と報告し、特に脂質異常症、腎臓がん、抗体反応の低下、乳児・胎児の発育低下に注意を促しました。

日本で問題が注目されたのは2016年の沖縄で、汚染源としてアメリカ軍施設が指摘されました。航空機火災などで使用される「泡消火剤」にPFASが含まれていたためです。しかし、日米地位協定が壁となり、基地への立ち入り調査は実現していません。東京でも浄水場37か所の地下水から基準値超過が確認され、多摩地区では検査を受けた273人のうち6割が基準値を超えました。

さらに2022年、横須賀基地の排水処理施設から基準値の258倍の濃度が確認され、司令官が謝罪する事態となりました。こうした経緯を受け、番組には環境省専門家会議メンバーの鯉淵典之氏（群馬大学大学院教授）が出演。特に「乳児・胎児への成長発達への影響」を強調し、「胎盤や母乳を通じてPFASが赤ちゃんに届き、成長や発達に影響を与える可能性がある」と指摘しました。

対策面では、アメリカが1兆3,000億円を投じているのに対し、日本では沖縄県が独自に30億円を投じて対応しているにすぎません。沖縄県企業局の伊佐智明配水調整監（当時）は「いつまで対策を続ければよいのか見通せない。国や米軍にも費用を負担してもらいたい」と語っています。日米の温度差は歴然です。

鯉淵氏は「PFASの毒性が明らかになってから日が浅く、企業に全責任を押しつけるのは酷だが、汚染源が分かっている場合は企業が責任を取り、政府も一体となって低減策を進めることが重要だ」と結びました。



青森県政を考える会

（県民目線の政策提言を青森県政へ）

発行元：青森県政を考える会
弘前市安原3-3-11竹浪気付
問合せ 070-6952-2614
発行日：2025/9/16

QRコードで各常任委員会議事録全文を読むことが出来ます。ご利用を！



（裏面に続く）

青森県内でもPFASは確認されていますが、「基準値以下」という理由で大きく取り上げられていません。しかし、分布図を見ると県内10市町村ほどにまたがっており、地下水という特性上「どこに潜んでいるか分からぬ」危うさがあります。見逃されている地域があつても不思議ではなく、県として危機感をもつて臨む必要があるのではないかでしょうか。

國もアメリカ並みの危機感を持つべきです。NHKでは24年6月12日に続編「汚染源は? 健康リスクは?」も放映しており、健康影響の情報は既に公開されています。青森県議会が発議を否決した時点で、こうした情報に触ることは可能でした。それにもかかわらず否決したことには疑問が残ります。

PFAS問題は県民の命と健康に直結する重大課題です。真摯で十分な議論が必要であり、議論なきところに解決はありません。なぜ議員になったのか——今一度、自問自答していただきたいと思います。

改正地方自治法の慎重な運用と抜本的な見直しを求める意見書（案）を11対35で否決 (第319回定例会発議第5号)

発議第5号(24年10月3日)改正地方自治法の慎重な運用と抜本的な見直しを求める意見書（案）

提案者:田名部定男、今博、鶴賀谷貴、高畠紀子、夏堀嘉一郎、小笠原大佑、安藤晴美、吉保洋、田端深雪、後藤清安、鹿内博

採決結果:賛成11反対35 「不採択」

第213回国会において成立した改正地方自治法は、第14章に「国と普通地方公共団体との関係等の特例」を新設し、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に、各大臣が、閣議決定により、普通地方公共団体に対して、その事務処理について必要な指示をする、いわゆる補充的指示権を盛り込むとともに、都道府県の事務処理と規模等に応じて市町村が処理する事務の処理との調整のための指示や、自治体相互間の応援に関する国の要求・指示、職員派遣に関するあつせんを可能にするものとなっている。

2000年の地方分権改革一括法により、国と地方は、「上下・主従」から「対等・協力」の関係となり、「機関委任事務制度」も廃止された。自治体に対する国の関与の原則も法定化され、必要な最小限度のものとともに、自治体の自主性及び自立性に配慮しなければならないとされた。しかし改正地方自治法は、法定受託事務に関する指示権行使の要件を緩和するばかりか、個別法の根拠規定なしに、自治事務についても、国の指示権を広く認めるものとなっている。

また、補充的指示権の要件や範囲も不明確で、「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生するおそれがある」という判断は各大臣に一任されており、事前の自治体との協議・調整の義務などはなく、閣議決定のみで発動が可能になることから、時の内閣の恣意的な判断で自治体に指示を行う余地を残し、乱用が懸念される。

本来、大規模災害や感染症等への対処においては、自治体と国が連携、協力することこそが大事であるにもかかわらず、補充的指示権、調整に関する指示、応援の指示のいずれも、国が常に正しいとの前提で、国に従う義務を自治体に課すものであり、自治体側の主体性や自発性を損ない、現場の的確な判断や対処を妨げかねない。このことは、地方分権改革の流れを逆行させるものであり、地方自治を後退させることになりかねない。

もとより、日本国憲法は地方自治を明記し、政府から独立した機能を持つ団体自治と、住民の意思にもとづく住民自治を保障している。改正地方自治法については、首長や自治体議員、有識者、法曹界はじめ多くの方から、立法事実への疑惑や問題点が指摘されていた。全国知事会も「憲法で保障された地方自治の本旨や地方分権改革により実現した国と地方の対等な関係が損なわれるおそれもある」との懸念を示し、「事前に地方公共団体と十分な協議・調整を行うことや目的達成のために必要最小限度の範囲とするなどを法案に明記するよう重ねて政府に要請してきた」としている。

地方自治の本旨に反し、國の補充的指示が安易に行使されることがない旨の確実な担保が求められており、衆参両院の総務委員会において、生命等の保護に関する國からの指示について、自治体の自主性・自立性への配慮、自治体との十分に必要な調整、自治体の意見や地域の実情を踏まえ必要最小限とすることなどを求める附帯決議も可決されている。

よって国会及び政府に対し、補充的指示権などの「國と普通地方公共団体との関係等の特例」規定について、地方6団体はじめ地方の意見や附帯決議を尊重し慎重に運用するとともに、地方自治の本旨や地方分権改革の観点から、改正地方自治法の抜本的な見直しを行ふよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

◎発議案採決

議長(丸井裕) お諮りいたします。発議第5号は、提案理由説明及び委員会付託は省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(丸井裕) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

次に、発議第5号に対する質疑及び討論であります。通告がありませんでしたので、質疑及び討論なしと認めます。これより発議第5号を採決いたします。発議第5号の原案に賛成の方は御起立を願います。

議長(丸井裕) 起立少数あります。よって、原案は否決されました。

検証

この発議案は地方自治にかかる問題です。地方自治には当然、青森県も含まれています。議員のみなさん、本当にスルーしていいのでしょうか。

憲法は戦前の反省から「地方自治」を明記し、団体自治と住民自治を保障しました。しかし本年6月19日の地方自治法改正では、「國の安全に重大な影響を及ぼす事態」を理由に、國が地方自治体への「指示権」を拡大しました。緊急事態条項の一部を先取りし、自治体を國に従属させる危険な内容です。特に武力紛争で発動されるおそれが大きいと懸念されます。

軍事費は急膨張し、日本は憲法9条を変えずとも「戦争できる國」へと進んでいます。コロナ対応で國が介入し混乱を招いた事例もありました。今回の改正の目的は感染症対策ではなく、有事に自治体を縛り、戦争反対の声を抑える仕組みづくりではないでしょうか。

このような危惧を指摘した発議案を、議論もせず否決したのはなぜなのか。「自分たちの問題ではない」と片付けるのでしょうか。青森県民に影響がないと断言できるのでしょうか。全国知事会も懸念を示していたはずです。では県議会議員は何のために存在するのでしょうか。

法律が成立しても影響はないと言いかれるなら、堂々と説明すればよい。理由を示さず否決するのでは言論の府としての役割を果たしていません。問題は結果よりもプロセスです。議論を経て結論に至ったことを明らかにしなければ、県議会の存在意義は失われます。

国会は強行採決を中継しますが、県議会はリアルタイム中継すらありません。今こそ県民が直接議会を視聴できる体制を整えるべきです。選挙のときだけ耳ざわりのよい言葉を並べても、約束が守られているかどうか、県民には知る権利があります。

県民にとって重大な問題だからこそ、「議論」というプロセスを大切にしてほしい。県議会議員のみなさんに強く警鐘を鳴らします。

自民党派閥裏金問題の真相の徹底解明と実効性ある再発防止策の確立を求める意見書（案）を15対31で否決 (第319回定例会発議第6号)

自民党派閥裏金問題の真相の徹底解明と実効性ある再発防止策の確立を求める意見書（案）

提案者:田名部定男、今博、鶴賀谷貴、高畠紀子、夏堀嘉一郎、小笠原大佑、

安藤晴美、吉保洋、田端深雪、鹿内博

採決結果:賛成15 反対31 「不採択」 川村悟、斎藤孝昭、大平陽子、北向由樹、大沢祥宏の各議員も賛成

自民党派閥の政治資金パーティーの裏金問題をきっかけに、「政治とカネ」に対する国民の政治不信は極めて深刻なものとなった。裏金問題の全貌は明らかにならない今まで、関係議員の責任追及も不十分である。

再発防止に向け、抜け道を塞ぐ実効性ある抜本的な政治資金規正法の改正が求められたが、第213通常国会で成立した政治資金規正法の一部を改正する法律は抜け道・先送りだらけで、国民の期待に応えるものではない。

政治資金収支報告書の「確認書」交付を国会議員に義務付け、確認が不十分であれば公民権停止につながる罰金を科すとしているが、「会計責任者の説明に問題があった」「確認したが気づかなかつた」という言い逃れの余地を残しており、不記載などがあった場合の政治家の責任が曖昧である。

政治資金パーティーは、寄附に比べて公開基準が低く、企業・団体によるパーティー券購入も規制されていないことから、事実上の企業・団体献金になっているとの批判があり、派閥や所属議員のキックバックによる裏金化の温床となっていた。しかし、法改正後も公開額が下がるだけで、1件5万円以下の不透明なカネは温存される。パーティーの開催回数を増やしたり購入者を分けたりすれば現状と変わらない。

国民が不信感を募らせているのは「政治とカネ」の問題全般に関してだが、資金力で政策がゆがめられるなどの批判のある企業・団体献金も温存されている。

使途の公開義務がなく、不透明なカネの温床として「ブラックボックス」と批判され、廃止または全面公開が求められていた政策活動費もかえって「合法化」され存続することとなつた。透明性が強化されるどはいえ、形式的なもので、年間上限額も決まっておらず、公開ルールも不明である。10年後の公開では、問題があつても時効の壁に阻まれてしまう。党幹部からお金を受け取った国会議員の最終支出に関わる領収書が公開対象となるかどうかについても明確にされていない。支出をチェックする第三者機関の設置も中身は今後の検討に先送りされている。

そのほか、国会議員関係政治団体からその他の政治団体へ資金を移動し厳しい公開規制を免れる「茂木方式」についても、事実上温存するものとなっている。外部監査の強化は骨抜きとなり、収支報告書の要旨の作成も廃止された。

さらに、附則に7か所、附帯決議に5か所「検討」の文言が入り、具体的な制度設計が先送りされている。

このように小手先の改革で済ませれば、かえって国民の不信を深刻化させるだけであり、「政治とカネ」の問題を断ち切ることはできない。

よって、国会及び政府に対し、以下の事項の実現を強く求める。

記

1 裏金問題の幕引きを許さず、関係者の証人喚問や政治倫理審査会での弁明を含め、国会における真相の徹底解明を引き続き行うこと

2 実効性ある再発防止のため、いわゆる「連座制」の導入など政治家本人の責任強化、企業・団体献金の禁止、政策活動費の廃止または全面公開を実現する政治資金規正法の抜本改正を行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

◎発議案採決

議長(丸井裕) お諮りいたします。発議第6号は、提案理由説明及び委員会付託は省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(丸井裕) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

次に発議第6号に対する質疑及び討論であります。通告がありませんでしたので、質疑及び討論なしと認めます。これより発議第6号を採決いたします。発議第6号、本件の原案に賛成の方は御起立を願います。

議長(丸井裕) 起立少数あります。よって、原案は否決されました。

検証

「企業団体献金が悪で、個人献金が善という考え方はどうらい」と小泉進次郎氏は語り、石破首相も全く同じ言葉を用いました。しかし、いくら理屈をつけても、営利を目的とする企業が政党や政治家に金錢を渡すべきではありません。企業が多額の献金をするのは見返りを期待しているからに他ならないのではないうか。見返りのない献金は企業に損失を与え、背任行為となりかねません。営利を目的とする企業がそうした行動をとるとは考えにくいのです。

消費税導入とその後の増税のたびに法人税が減税されてきたのは何のためでしょうか。本来、税は応能負担が原則であり、法人税減税は筋が通りません。その恩恵を受けた企業から献金を受け取ることは、到底許されないはずです。1枚2万円のパーティー券を大量に買わせて利益を得る手法も、実質的に金儲けであり認められるべきではありません。

小泉氏の発言は倫理観の欠如としか思えません。企業献金と個人献金を「善と悪」に分けて論じること自体が本質のすり替わりであり、隠れ蓑に過ぎません。襟を正すどころか、開き直りだと言つても過言ではないでしょう。裏金問題の発端もパーティー券にあります。

国民には1円の誤りも許さない一方で、政治家は「5万円以下」「10年間保存義務」といった緩い基準に甘んじている。この不公平を疑問に思わないのは、ごく一部の政治家だけではないでしょうか。

県議会、特に自民会派の皆さんには仲間を庇いたい気持ちがあるかもしれません。しかし、上の立場の政治家が不正をしたとき、下の立場から突き上げてやめさせる、襟を正せることこそが人の道です。青森県の場合、上の不正を下で揉み消し、しかも数の力で押し切ろうとする。こんなことが県議会で許されるのでしょうか。仲間だからこそ、やってはならないことを戒めるのが人の道ではないでしょうか。

保守王国の青森で、裏金問題の対象者であった木村次郎氏が落選したことは、県民がしっかりと見ていた証拠です。自ら襟を正さなければ、県民からの厳しい審判は今後も続くことでしょう。事実、昨年の衆院選から都議選、参院選にかけて自民党は相次いで惨敗しています。その間にも国から補助金を受けた企業からの献金は17億円を超え、実質的には税金の還流です。

神戸学院大学の上脇教授は「政治資金規正法は、補助金交付を受けた企業による献金を禁止している。企業と政治家の癒着を防ぐためだと指摘しています。政治に携わる者なら当然心得るべき基本です。にもかかわらず繰り返されるのは、癒着そのものが根深く残っているからにほかなりません。誰のための政治なのか。国民ではなく企業のためなのかと疑いたくなります。

裏金が組織ぐるみで行われてきたことは、これまでの経過からも疑いようがありません。直近3回の国政選挙で、自民党は大物議員やその子息すら落選させられました。青森県議会議員選挙も間近です。今こそ襟を正し、是々非々で議論に臨む姿勢を示すべきです。また、自ら提案した議案以外はすべて否決するという従来の手法も改めなければなりません。議論を尽くし、県民の負託に応えることが基本であることを忘れてはなりません。

この間にも、萩生田氏の政策秘書が略式起訴され刑が確定しています。昨年の衆院選では裏金疑惑の12人を非公認にしましたが、参院選では比例5人を含む15人を全員公認しました。国民を愚弄しているしか思えません。その結果、自公で過半数割れとなったのも当然でしょう。

青森県議会議員の皆さん、これは「国政だから」と済ませられる問題ではありません。県議会においては、いいことはいい、悪いことは悪いと是々非々で判断し、議論を尽くす姿勢が求められています。県民の負託に応えるためにも、一つ一つの議案に真剣に向き合うことを、改めて強く要請します。